⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和７・８年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の令和７・８年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上㋐であること。

⑷　平成23年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ア　同種工事　「同種工事」とは、次の㋐から㋔の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）の工事をいう。

「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。

なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった工事を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収容施設は「庁舎」と同様に取り扱うものとする。

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　階数　地上２階建以上

㋓　建物規模　延べ面積3,500㎡以上

㋔　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

㋕　工事種目　建築一式工事

㋖　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。

イ　類似工事　「類似工事」とは、次の㋐から㋖の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の工事をいう。

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設、工場又は作業場

「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の施設であり、以下に定めるａからｃまでの用途に供する施設をいう。

ａ　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場

ｂ　病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

ｃ　学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

㋑　構造　上記ア㋑に同じ

㋒　階数　上記ア㋒に同じ

㋓　建物規模　上記ア㋓に同じ

㋔　建築種別　上記ア㋔に同じ

㋕　工事種目　上記ア㋕に同じ

㋖　施工期間　上記ア㋖に同じ

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。

ア　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

イ　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

ウ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

Ｂ　共同企業体

⑴　共同企業体の代表者である構成員は上記Ａの条件を全て満たしていること。

⑵　共同企業体の代表者以外の構成員は上記Ａ⑴から⑷、⑺から⑾の条件を満たしていること。ただし、上記Ａ⑶に掲げる総合数値は、「1,000点以上」とし、上記Ａ⑷ア㋒及びイ㋒に掲げる階数は「地上２階建以上」とし、上記Ａ⑷ア㋓及びイ㋓に掲げる建物規模は「延べ面積1,750㎡以上」とする。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員は上記Ａ⑸ア及びウの基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置することができること。

また、主任技術者の専任期間については、上記Ａ⑹のとおりである。

⑷　共同企業体の構成員の数は２者とする。

⑸　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上とする。

⑹　共同企業体の代表者となる構成員は構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

⑺　経常建設共同企業体でないこと。

⑻　共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。